

令和7年度 第13回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和8年2月2日(月) 14時30分～17時12分
開催場所	横浜市役所18階 なみき9・10・11・12会議室
出席委員	奥委員(会長)、中西委員(副会長)、稲垣委員、上野委員、大島委員、菊本委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、山口委員、横田委員
欠席委員	片谷委員、藤井委員、藤倉委員、水嶋委員
開催形態	公開(傍聴者 2人)
議 題	1 (仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書について 2 (仮称)横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和7年度第11回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和7年度第11回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>(1) 会議録案の修正について事務局が説明した。</p> <p>【事務局】 本日は、1月16日開催の第11回審査会の会議録案について、御確認をお願いいたします。修正の依頼を受けました内容はすでに反映しています。</p> <p>なお、第11回の審査会に出席しました「(仮称)深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業」の事業者より発言の訂正の申出が1点ありましたので、事務局より御説明をさせていただきます。</p> <p>会議録案の3ページ目の中段の事業者の発言、14行目において、3点目の産業廃棄物最終処分場跡地の浸出水につきまして、「国の方からいただいている資料」との発言がありましたが、正しくは「横浜市資源循環局から提供された資料」でした。この件につきましても、すでに修正された内容で会議録案をお配りしております。</p> <p>事務局からは以上となります。</p> <p>(2) 質疑、特になし</p> <p>(3) 令和7年度第11回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書について</p> <p>ア 指摘事項等について事務局が説明した。</p> <p>質疑、特になし</p> <p>イ 補足資料について事業者が説明した。</p> <p>ウ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対して、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか。菊本委員、どうぞ。</p> <p>【菊本委員】 最後に御説明いただいたところは私から質問させていただいたので、もう少しお伺いしたいと思います。</p> <p>(補足資料)5の地盤についてです。回答いただいた内容を簡単にまとめると、「今後調査をする」、「必要に応じて対策を講じる」、あとは</p>	

「法令に基づいた対応をする」ということでしたし、「大規模なタンクの設置は予定されていない」ということでした。けれども、災害に対するそのものの評価や設計については、あまり明確には示されていなかったと思います。特に大きな地震が発生したときに、現地でどのような被害が想定されているか、どのような設計をそれに対してしようとしているかは現時点でも分かるのかなと思うのですけれども、その辺りをもう少し教えていただきたいと思います。具体的に言いますと、タンクで大規模なものではなく、予定では、大規模ではないタンクはあるというお話でしたけれども、その（タンクで）スロッシング（現象）の可能性はないと言えるのかということが一つです。

2つ目は、現地で液状化とか、そういった可能性が否定できないのであれば、不同沈下なり、護岸の側方流動という可能性がありますし、そういうことが起こると、災害時に環境影響が拡大する可能性は否定できなくなるのではないかと思います。この2点について、どのようにお考えなのかを教えていただければと思います。

【奥会長】 御回答をお願いいたします。

【事業者】 まず災害時の被害想定と言いますか、ハザードの想定といったところですが、現時点でまだプラントメーカーも決まっていない状況で、詳細設計前ですから、その辺りは今後の設計において具体的に検討していくところでございます。

いずれにしても過去の事例ですとか、そういったことも考慮したうえで、設計の方に反映してまいりたいと考えております。

【菊本委員】 ありがとうございます。

今、この段階で言いますと、評価項目に含めた方が良いかどうかということ判断しなければいけないと思います。そうすると、重要な影響が生じる可能性が低いという判断ができないのであれば、現時点では評価項目に災害時の対応ということは残しておいた方が良いでしょうけれども、それはそういう判断でよろしいですか。今までの御説明だと、そういった可能性は低い、環境に対する影響が災害時にもないという判断ができないかと思えます。

【奥会長】 どうぞ。

【事業者】 本事業は法対象事業になっております。発電所アセス省令（発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令）の方で、こういった防災関係や災害時の対応関係というのはデフォルト（標準）の評価項目になっていないところがまずありまして、評価項目の選定は考えておりません。

けれども、当然こういった災害への対策は、今後、プラントの設計においてきちんと考慮していくことになりまして、準備書以降の図書に、事業計画の中で災害対応に関する記載をしていくことになるかと考えております。

【菊本委員】 分かりました。御説明ありがとうございます。評価項目に含めるかどうかについては、あとの審議のところでも出てくると思いますが、御

回答としては、以上のところで理解しました。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。他の項目について御質問いただいた委員からもお願いしたいと思います。

田中修三委員、どうぞお願いします。

【田中修三委員】 私の方からは（補足資料1の）土壌に関することと、（補足資料4の）温排水の処理等に関する質問をしたと思います。

まず土壌についての御説明をいただきまして、評価項目として準備書から入れるということのようですが、川崎市条例のアセスでは土壌汚染を評価項目として入れていて、（環境影響評価）法の方法書では入っていないという説明に受け取りました。これ以外にも、川崎市条例のアセスと法アセスとで違う面はあるのでしょうか。

【事業者】 川崎市条例に基づくアセスで、川崎市独自に評価項目として設定されているものがいくつかございます。例えば、「建造物の影響」で「日照障害」ですとか「テレビ受信障害」といったものがあります。「地域交通」という項目で「交通安全、交通混雑、地域分断」がございまして。それから「地形・地質」、「安全」といった項目もあります。

今、言った中で、川崎市条例（に基づく）方法書の中で、私どもが評価項目として選定しているのが「建造物の影響」での「テレビ受信障害」、それから（「地域交通」のところで）「交通安全、交通混雑」、「安全」のところで「火災、爆発、化学物質の漏洩等」を選定しております。以上です。

【田中修三委員】 分かりました。

説明の中でですね、法アセス、発電所アセス省令に基づくアセスと川崎市条例のアセスの違いで、発電所アセス省令の中では土壌汚染が入っていないという説明があったかと思えます。一例として挙げてあるアセスの評価項目の表の中には入っていませんけれども、本文の中には入っているということは御存知だと思います。前回も、確かただし書きで入っていますと言ったと思えます。本文には入っていますので、必ずしも発電所アセス省令では土壌汚染を最初から除外しているわけではないです。少し誤解を生むような御説明があった気がしましたので、付け加えておきたいと思えます。土壌汚染については以上で結構です。

もう一つの温排水の方ですが、これはまず事務局にお願いです。今日の資料の2番目（事務局資料「指摘事項等一覧」）です。ここでは、私の質問事項が事業計画の最初に出てきています。事業計画といえど事業計画ですけれども、具体的には水質のところでは私は質問したつもりです。評価項目としては、水環境の水質です。事業計画というよりも。従って、事業計画の中に入れるよりも別途水質か、水環境の項目を設けて、そこに入れていただいた方が良いでしょう。温排水は水質の一つとして捉えていて、横浜市条例でも、（技術指針で定める、評価項目「水質・底質」の環境影響評価の対象の中に）「水温」が入っていますので、水質の項目とした方が良いでしょう。事務局は私の言おうとしていることはお分かりでしょうか。

【事務局】 承知いたしました。

【田中修三委員】 分かりました。

それで、この温排水についてもう一つの発電所（川崎天然ガス発電

所)の例を入れていただいている、ほとんど影響がないという結論であったと思います。この辺は、準備書ではどのような形で入れられるのでしょうか。温排水の大きな影響はないという裏付けとして、どのような形で、補足資料か何かで入れるのですか。

【事業者】 準備書では、今日御説明したとおり影響は小さいと考えていまして、評価項目に選定して、予測評価結果をお示しするというところは今のところ考えておりません。あと、補足的に準備書の中にも書くことも考えていないところでございます。

【田中修三委員】 影響がないという根拠は、やはりある程度入れないと。影響はないと言われて、そうですかというわけにはいきませんので、ある程度納得のいく説明をどこかに、補足資料でも、本文中でもいいと思うのですが、入れていただく必要があらうかと思えます。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 そうしましたら、ただいまの委員の御意見を踏まえまして、準備書で何かしらの項目の中で影響がないという根拠的なところを記載するようにしたいと思います。書き方は、持ち帰って検討させていただきたいと思えます。

【田中修三委員】 そのときに、一つの根拠になる川崎天然ガス発電所のアセスの結果だと思えます。今回の事業と、この川崎天然ガス発電所の事業との違いで、例えば排水でもいくつか種類がございますね。ボイラーブロー水やプラント雑用水などいろいろありますので、その内訳等で特に大きな違いがないと考えてよろしいですか。

【事業者】 基本的には大きな違いはないと考えております。復水器の冷却方式も同じですし、今日御説明した一般排水の排水量についても全く一緒ではございませんけれども、規模感としては大体同じというところで、類似として比較するには妥当なところと考えております。

【田中修三委員】 今回の扇町天然ガス発電所は、川崎天然ガス発電所よりも規模的には小さいですか。

【事業者】 川崎天然ガス発電所は1、2号機がありまして、それぞれ電気出力で42万kWほどです。2基を合計すると84万kWです。

【田中修三委員】 今回75万kWなので、ほぼ同じ規模ということですね。

【事業者】 大体同じとみていただければよろしいかと思えます。

【田中修三委員】 そういうところも含めて、しっかりと裏付けを入れていただいた方が誤解を生まないと思えます。よろしく願いいたします。

【事業者】 承知いたしました。

【田中修三委員】 以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

他の委員の方はいかがですか。横田委員、どうぞ。

【横田委員】 私から質問させていただいたのは、動植物と温排水です。それぞれ御検討いただきありがとうございました。

(補足資料3の)動植物については、こちらの考え方でよろしいと思えます。基本的に植栽など、緑化計画がどのようなパターンになるのかということのある程度想定した調査が望ましいかと思えます。今回は緑化計画の具体的なゾーンが示されておりませんでしたので、準備書の段階ではそれを踏まえて、対象とする地点がどのように緑化と関係するか

ということを御説明いただいたうえで、お示しただけると良いと思われました。ということで、了解いたしました。

あと、2点目の(補足資料4の)温排水は今もお話がありましたけれども、今回参照した事例が1日あたり8,300tで、大体1分あたり5tくらい平均して出ると思います。それでも全体の冷却効果といいますか、海水温の希釈が効いてくるということで了解しました。ただし、項目選定しない理由に、海水温と同じ程度の排水温であることから動植物を選定しないとされていますけれども、今回のように、影響範囲が限定的であると考えられるため選定しないという考えの方が理解しやすいと思われました。その根拠としてこういったものを載せていただけると、動植物に対しての非選定理由としても、客観的な理由になっているのではないかと考えました。

以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、お答えはありますか。

【事業者】 御意見ありがとうございます。

今後、緑化計画については、予測評価の段階である程度の想定になるかもしれませんが、計画の見通しを持ったうえで、予測評価をしてまいりたいと思います。そのうえで、準備書にその結果をお示しするようにしたいと考えています。

それから2点目の温排水の選定理由については、委員がおっしゃったとおり、非選定の理由の記載は影響が小さいという結論の文章の方がより適切なのではないかと思われましたので、準備書以降の図書では非選定理由の書き方については改めて検討したいと考えています。

回答は以上になります。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

稲垣委員、どうぞ。

【稲垣委員】 先ほど菊本委員から、地盤に関する災害発生時の対応について御意見があったと思います。この対象事業実施区域は高潮ですとか、津波の浸水リスクも有していると思われれます。浸水時にも排水の水質基準をクリアできるか、発電所の運転を安全に継続できるような対策がなされるのかといったようなことも、先ほどの防災や災害対応関連のところで御配慮いただきたい、考えなければいけない事項かと思われました。そのような点について、今後どのような対応を考えていらっしゃるか、資料に加筆いただける可能性があるかといった辺りについて御意見をいただきたいと思ひまして、発言させていただきました。よろしくお願ひします。

【奥会長】 (事業者の御回答を) お願いいたします。

【事業者】 津波の浸水リスクというところで御意見いただいたと思います。今回の対象事業実施区域は、川崎市から出されております津波時の浸水想定ハザードマップなどを確認いたしますと、1.2mから2mの浸水想定が示されています。こういったハザードを踏まえまして、今後の詳細なプラントの設計において、安全対策も含めて検討してまいりたいと考えております。今後のアセス図書への記載については先ほどもあったかと思ひますが、防災の観点について、準備書の中でこういった項目にどのように書くかということは持ち帰り検討させていただきたいと考えており

ます。以上です。

【奥会長】 稲垣委員、いかがですか。

【稲垣委員】 承知しました。

先ほど申し上げたとおり、排水の水質基準をクリアできるのかといったところに関連しそうにも思いますので、どのように記載できるかを含め、御検討をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【奥会長】 そこは御検討いただくということでお願いいたします。

他はよろしいでしょうか。

(補足資料) 2の残土につきましては、本日御欠席の藤倉委員からの御質問に対する回答になるかと思えます。事務局から藤倉委員に御意見があるかを確認していただきまして、必要に応じて事業者の方との調整をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 それでは、補足資料の内容に限らず、方法書全般について御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、何かございますか。

(本日御欠席の) 片谷委員からの御意見は預かっていますか。

【事務局】 片谷委員に御意見を確認しましたところ、方法書段階では特に御意見はないとの御連絡をいただいております。

【奥会長】 分かりました。それでは他にないようでしたら、事業所の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。

事業所の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

エ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。追加の御質問や御意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

どうぞ、菊本委員。

【菊本委員】 この事業は川崎市内で実施されますので、私が質問した内容で言うと液状化が起こったり、護岸の側方流動が地震時に起こるとか、あるいは稲垣委員から御質問された高潮や津波ですね、そういうことが起こっても直接的なその場所の被害というのは横浜市外になると思うので、この際、横浜市のアセスとしては良いと思えます。

ただ何か漏えいがあった場合に、横浜市(域)に影響が及ばないことがやはり否定しきれないのではないかというのが感じたところです。それでいくつか重ねて質問しましたけれども、基本的にはそういった汚染物質の漏えいがないければ影響はないと判断されると思うのですが、漏えい自体がないということが判断できないかなというのが私の感想です。なので、その辺りを意見にどう含めていただくかというのは、これから御考慮いただければと思いました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

市長意見にどう盛り込むかというところは、少し検討の余地があるかと思えます。そこは事務局とまた相談させていただきます。法アセスですけれども、防災の観点は項目としてはないにしても、災害時に何らかの漏えいがあったときに横浜市(域)にも影響が起り得るということ

であれば、横浜市として意見をどうまとめるかということですね。事務局、何かございますか。

【事務局】 事業計画の中でどのように反映していただけるかということになるかと思いますが、市長意見にどのように反映するかも含めて、また御相談をさせていただきたいと思います。

【奥会長】 そこは検討するというので、また改めて御意見をいただく時間があるかと思いますが、よろしく願いいたします。他はいかがでしょう。本件は、次回以降も審議を継続ということになります。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の審議に入る前に事務局の担当者が変わるということですので少しお待ちください。

(2) (仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。
質疑、特になし

イ 補足資料について事業者が説明した。
ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明がありました補足資料の説明に対して、御意見、御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

菊本委員、どうぞ。

【菊本委員】 私が質問をさせていただいた項目が複数ありましたが、御回答いただきありがとうございました。(補足資料) 13、14と、あと田中修三委員が(補足資料) 15について質問されたと思いますが、私も一部質問をさせていただきました。それらについて質問ではないのですけれども、コメントをさせていただこうと思います。

まず(補足資料) 13の基礎構造についてです。標準貫入試験の結果を付けていただいて、その結果を見ると明らかにこの支持層は35mから40mの深さになっているというのが見て取れます。堆積地盤で、複数の点でそういう状況になっているので、支持層の深さはそれで大体予測ができるというか、特定できると思います。そこまでの層はかなり軟弱な粘性土層だということも読み取れるので、上部構造のスペックが決まっていれば地下の階層が決まっていれば、基礎形式はおおむね決定できるのではないかと想定されます。準備書に(基礎構造、基礎形式や施工計画を)明確に記載できると思われまし、(それらの検討結果を)記載していただけるということでしたし、その際に確認をさせていただきたいと(補足資料) 13については考えています。

(補足資料) 14については、工期が延びる可能性で、大幅に延びる可能性も全く否定できないのではないかと思いますけれども、こちら準備書に(工期が延びる可能性に対する工事用車両の走行の影響に関する予測・評価を行い、適切な環境保全措置を)記載するというので、またしっかり見させていただきたいと思います。

(補足資料) 15について、掘削工事によって地下水位が低下するというか、低下させないとその掘削工事はできないので、対象事業実施区域の所では、地下水位をいくらか低下させて、掘削工事を行っていき、基

礎を建設するということが考えられます。あと矢板で止水をしたり、土留めをしたりしますと、土留めをしている内側の対象事業実施区域とその外側では水位が変わってくるので、そこも考える必要があると思います。今日の御回答だと、800mくらい離れている位置で水位を計測できるというお話でしたけれども、対象事業実施区域での水位変化の影響を読み取るのには、やはり遠すぎるのではないかと感じます。

この点については、田中修三委員にも後でコメントをいただけるのではないかと思います。均質な地盤で透水係数がある程度分かっているならば、対象事業実施区域で地下水位を下げた影響は、ある程度理論的に推定できるかもしれませんが、この辺りは地下にもいろいろな構造物がありますし、地盤が一様だとも言い切れないので、対象事業実施区域の近くで水位を把握するという事はやはり重要だと思います。ここ以外の観測井があるか、地下水位の状況を把握できるかは御検討いただきたいと思いました。私からは以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、いかがでしょうか。

【事業者】 (補足資料の) 13番と14番につきましては、準備書の方で検討させてもらえればと思います。

(補足資料の) 15番ですけれども、(地下水位の観測結果が) 公表されているものということで、現時点で調べたところ、この場所(800mくらい離れている位置)であったという状況でございます。今後、準備書の中で、他にないかというところも含めまして、検討をしていきたいと思っております。以上です。

【菊本委員】 分かりました。準備書でまた確認をさせていただこうと思います。私からは以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

それでは、田中修三委員、今の件と関連でしょうか。

【田中修三委員】 関連事項です。

【奥会長】 どうぞお願いします。後で大島委員、お願いします。

【田中修三委員】 菊本委員の質問で、最後の(補足資料) 15番に関するボーリング調査地点の設定ですが、今日の補足資料の6ページに地図(図1)があって、ボーリング調査の実施地点が出ています。黒丸(の調査地点) No. 1と No. 2はアセスの中で評価される地点ですよね。それ以外に地盤調査で公開されている情報がこれだけあるということです。今回のアセスでは、例えば地盤という視点から、評価項目の地盤においてはどこを調査するのですか。対象事業実施区域の外では選ぶ予定ですか。先ほど言われた800m離れた、1箇所だけですか。

【奥会長】 事業者の方お願いします。

【事業者】 水位に関しては、先ほど申しましたとおり、敷地から約800m離れている岡野公園のところを考えています。

【田中修三委員】 これだけ対象事業実施区域の周辺にたくさんあるのですよね。調査地点が、ボーリングの。

【事業者】 ボーリング調査としてはこのくらいあるのですけれども、観測井としては、一番近くでも岡野公園のところですか。

【田中修三委員】 観測井ということで、それはそれで良いと思うのですが、この周辺にあるボーリング調査地点は使えないのですか、アセスの評価には。

- 【事業者】 周辺の方も既存ボーリングとして把握はします。対象事業実施区域内でも既存のボーリングとして、ここ（補足資料6 ページの図1）で言いますと、白丸の地点①、地点②と、新規としまして No. 1、No. 2 という黒丸の計4箇所データの、周辺の既存のボーリング調査結果を勘案しまして、予測の評価をしたいと思っております。
- 【田中修三委員】 補足資料の中では、このたくさんある地点の中で、西側の C0446001 という四角で囲ったものと東側に四角がありますね、C0441001 ですか。この2点を地盤の項目では、評価地点にするということではないのですね。
- 【事業者】 そうですね。
- 【田中修三委員】 この資料にこの柱状図が付けてありますよね。
- 【事業者】 はい。
- 【田中修三委員】 これは評価地点という意味ではなく、一つの例として、今日の資料として挙げられたのですね。
- 【事業者】 そうです。対象事業実施区域と周りが大きく違っていないということの事例として、今日は提示をさせていただきました。
- 【田中修三委員】 実際にこの中から、このボーリング調査地点を評価地点としても選ぶ予定というか、（選ぶ）可能性はあると考えて良いのですね、対象事業実施区域外の地点として。
- 【事業者】 予測評価は対象事業実施区域内を想定してございます。
- 【田中修三委員】 対象事業実施区域内だけですか。
- 【事業者】 はい。
- 【田中修三委員】 それはちょっとどうですかね。せっかくこれだけの地点があつて、例えば C0446001 は、おそらく対象事業実施区域の上流側。これはどうでしたか、地下水の流れは西から東ということではなかったですかね。違いましたか。地下水流はまだ把握してないのですか。
- 【事業者】 （地下水の流れは）西から東だと思います。
- 【田中修三委員】 おそらくそうだろうという感じでしたよね。そうすると、対象事業実施区域の左側、これが上流側になります。それから No. 1-1 というのがありますよね、東側に。これは下流側になりますね。
- 【事業者】 はい。
- 【田中修三委員】 少なくともこの2地点くらいは、必要なのではないかという気がするのですけれども、最低限でも。
- 【事業者】 補足いたします。先生のおっしゃるとおりですね。地質については、対象事業実施区域内の地質を把握するとともに、既存ボーリングで、今御指摘いただいた No. 1-1 や今日お示しした、さらに東側の C0441001 は帷子川に沿って西から東の流向が想定されますので、この東西-西東断面を中心に把握しまして、地下水の流れをその状況から把握していきたいと思っております。その上で影響評価をしていきたいと思っております。
- 【田中修三委員】 最低限、その程度の解析が必要かと思えます。その上で、今回の回答でも地下水位は評価項目から外して、地下水流の流動阻害等については、地盤の方であるのだということでした。実質、それで解析されるのであれば良いとは思いますが、せっかくするのであれば、なぜ地下水位を除外するのかという理由付けが全くできません。どうせするので

すよね、地下水位の変動を見るわけです。

(補足資料 15、16 ページで) この環境影響評価項目として選定しない理由は前回と同じ、同じ資料ですよね。前回、12月の資料(令和7年12月25日開催の令和7年度第10回審査会資料)と。方法書の修正前、修正後としている資料で、何か違いがあるのですか。

【事業者】 前回と同じものです。修正前、修正後です。

【田中修三委員】 あの時、これを見て私は少し不十分だと思って質問したつもりです。

例えば(補足資料)15ページの修正後で、「対象事業実施区域及びその周辺の地下水の水位及び流況の変化は小さいと考える」ということで「×」なのですが、小さいと考える根拠は何かということも前回は質問したのです。実際にはその解析を地盤の方でされるわけですから、その地盤の結果を見て小さいということであれば、この地下水の変化を当然小さいということ、結果が出ているのであれば、ここを最初から「×」にしてもいいかもしれませんが、現段階では分からないですよね。分からない段階で評価項目から外すには、理由があまりにも曖昧で、納得できるようなものではないという気がいたします。

それから、次のページの(補足資料)16ページです。先ほどは工事中で、今度は存在・供用時ですが、これも前回と同じです。「地下構造物等が占めるのは計画地内のみ限定的な区域」ということで、建築されても、建築物が存在し、供用時においても、「地下水流は地下構造物等の周囲を迂回するものと想定されることから、影響は小さい」から項目としては選ばないとなっているのですけれども、本当にそうなのですかということ。その根拠は何ですかということになります。実際、この構造物は9,250㎡、約1万㎡あります。1万㎡を小さいと見るか大きいと見るか、人それぞれだと思うのですが、決してそれ程小さいものではないです。特に、この対象事業実施区域の周辺の環境にとっては決して小さくないという感じが、私はいたします。

そういうことがあるから、おそらく地盤沈下で見られるのだと思うのです。地下水流の流動阻害や水位の変動を見ようとされるのだと思いますので、それをするのであれば、最初からここに入れた方が何ら問題なく進めるのではないかなという気がいたします。一応、私のアドバイスとして受け止めていただければ結構ですけれども、そうしなさいというわけではございません。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、御検討されますか。

【事業者】 検討させていただきます。

【奥会長】 アドバイスということですので、御検討いただければと思います。

【菊本委員】 すみません、菊本です。大島委員が手を挙げておられるのですが、関連することなのでもう少しだけ。

今、田中修三委員が御指摘になった既存のボーリングの位置です。C0446001など2地点ありましたけれども、やり取りの中だと、ここで水位の観測ができるような前提の話で進んでいたように思います。これは、過去に建物を建設するときにボーリング調査をしたデータがそこで公開されているというだけで、ここでの地下水の観測はできないのではないですか。

【事業者】 そうです。

- 【菊本委員】　　そうですね。先ほど、ここで観測はできますというような流れで言っていたと思いますけれども、対象事業実施区域の近くで観測が現状でできる地点はないと考えなければいけないと、そのように回答をしなくてはいけないのではないですか。
- 【事業者】　　直近はなくて、800m先で公開されているという状況です。
- 【菊本委員】　　もう一つ追加で言いますけれども、(補足資料7ページの)ボーリングのデータで、地下水が0.4mくらいの深さにあるとなっているので、相当浅いです。そうすると、山留壁を付けて、対象事業実施区域で掘削を行うと、水浸しの状況では施工はできないので、その掘削して切り下げていくところは、地下水をその深さよりも少なくとも下までは下げなければいけなくなります。10m、20mの掘削をすると、その水位まで下げるので、山留壁の内側の対象事業実施区域では10m、20m地下水位を下げて、外側だと0.4m辺りに水位があるという状況になり、必ず対象事業実施区域の方に水が流れてくるので、水を抜き続けなくてはならないと思います。そうすると定常的に水を抜き続けて、周辺では地下水が下がった状態で保たれることになるので、圧密沈下を生じて地盤沈下を周辺地域で引き起こす可能性があると思います。
- それについての回答が今はほとんどなされていないので、これは今後で良いと思いますけれども、きちんと検討して回答をいただかなければならないと思います。以上です。
- 【奥会長】　　ありがとうございます。事業者の方、今の時点でお答えがありましたらお願いします。
- 【事業者】　　準備書の段階で検討した結果をお見せできるようにしたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 【菊本委員】　　どのくらい切り下げるかという、基礎構造の話がかなりここで効いてくると思うので、それは重々検討いただきたいと思います。
- 私からは以上です。ありがとうございました。
- 【奥会長】　　ありがとうございます。
- それでは大島委員、お待たせいたしました。お願いします。その後、田中伸治委員で(お願いします)。
- 【大島委員】　　(補足資料2ページの)ヘリコプターと空飛ぶクルマの危険性について質問をさせていただいたのですが、御検討ありがとうございます。御回答で納得いたしました。空飛ぶクルマにつきましては、今後法整備が進んでいくということですので、適宜今後の図書についてその辺を反映していただければと思います。私からは以上です。
- 【奥会長】　　ありがとうございます。
- 田中伸治委員、お願いします。
- 【田中伸治委員】　　御説明ありがとうございました。私から何点か御質問させていただいた件につきまして、御回答いただきましてありがとうございました。
- それぞれについて、追加の質問やコメントになります。まず(補足資料)8番の空飛ぶクルマ、ヘリコプターの運航回数については、いろいろと現状など御説明いただきました。御回答としては、現状の300回/日で検討するというふうに理解をいたしましたので、そのようにお願いいたします。
- それから(補足資料)17番の駐車場マネジメントに関して、(2)の駐

車場連携について、これも御回答を踏まえてのコメントです。近年、駐車場が附置義務で、各事業で整備されている結果、余ってきているという報告もされておりまして、また駐車場が豊富にありますと、利用者が自動車を使って来訪することを選択するようになりがちです。今回の事業は駅に非常に近い立地でもありますので、近隣の駐車場、既にある駐車場と連携運用することによって、駐車場を作りすぎない、そうして自動車利用が駅近くに集中しすぎないように方策というのを是非考えていただきたいと思います。

続いて、(補足資料) 18 番の工事用車両の待機場所についてです。こちらは説明会の方も少し資料を拝見しましたが、参加者の方からも意見が出ていたようで、関心の高い事項なのかと思います。施工業者が未定のためという御説明がありまして、説明会でも同様な説明をされていたようなのですが、施工業者が決まらなくても、対象事業実施区域内に待機場所を確保するということは言えると思いますので、是非準備書段階では検討した結果をきちんと示していただきたいと思います。

また、この回答に書かれている待機場所の確保が難しい場合の路上待機が起こらない対策というところです。この場合、「工事車両の運転手に周辺道路で待機停車を行わないように周知徹底する」と言ったものが(準備書の環境保全措置で)時々見られるのですが、それだと責任をドライバーに押し付けるだけで、発注者や荷主としては非常に無責任なことになってしまいますので、そのようなことがないようにしていただきたいです。あらかじめお願いをしておきたいと思います。

それから、(補足資料) 19 番の歩行者の交通量調査地点、安全性評価につきまして、予測評価の方法として、定性的な予測を行いますということで、今回の回答は追加調査を行わないという回答かと思います。今までのいろいろな事例を見てみますと、マウントアップされた歩道と横断歩道があるから、安全上は問題ないという評価結果が出るということは予想できるわけなのですが、今回やはり(横浜) 駅に非常に近くて、歩行者の交通量も多いような地点で、そこに大規模な高層の建物を建てる事業ということで、工事用車両も多数通ることが予想されるので、それだけではない安全性の予測をしていただくことが必要かと思って、御質問をさせていただいたところです。具体的には、工事車両が通行する経路は既に計画されているわけですし、かつ、横断歩道などで歩行者と交錯する場所が分かっているわけですから、せめてそこを通過する工事用車両の台数とそれと交わる歩行者の交通量くらいは、定性的な評価というだけでなく、そのくらいは(定量的な評価を)示していただくことはできるのではないですか。それが、いくつ以上だと安全性で問題があるとか、事故が起こるとかということとはなかなか難しいのですが、数が少ないよりは数が多いことは事故の危険性が大きいということはあるかと思いますが、そのくらいのことは示していただくべきではないかなと私は思います。先ほど補足資料 14 の説明のときに、工事用車両台数も見積もると、施工計画の中でという話もありました。工事用車両の台数がどのくらいになるかということは、数値は見積もることができるかと思いますが、そうしたことをお願いしたいと思います。

今回の補足資料に関しては以上なのですが、あともう一点追加の質問をさせていただきます。交通への影響の予測評価で、今回の(補足)

資料の 22 ページの図 5 に交通量調査を行う地点が出ています。この中の交差点 1 の「(仮称) 万里橋交差点北」は、信号機がない交差点かと思うのですが、そうしますと、交差点需要率による評価という通常行われている評価はできないと思います。ここについてはどのような評価を行う予定でしょうか、というのが御質問です。信号がない場合は、無信号交差点で遅れの評価というものを行う場合があるのですが、そのときに歩行者による影響をどのように考えるのかで、これまで見てきた事例ですと、歩行者が横断することによって車両が遮られて、止まらなければいけないといった部分が抜けてしまっている評価がよくあります。それを無視して、影響は少ないですという例が多いのですが、今回やはり(横浜) 駅の近くで歩行者は多いので、その辺りを無視することはできないと思います。その辺りをどのように考えているかを教えていただきたいと思います。以上になります。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、お願いします。

【事業者】 最後の(補足資料) 19 番ですけれども、まず追加の調査の件は前向きに検討させてもらいたいと思っております。

それと、無信号については、現時点で予測評価をどうするかというのは検討中でございますので、またこの解析の結果につきましては、準備書の方で御回答をさせてもらえればと思っております。以上になります。

【田中伸治委員】 無信号交差点の評価については、どのような方法で行うかは、方法書段階で示していただくことが必要かと思うのですが、いかがですか。

【事業者】 持ち帰らせていただきます。

【田中伸治委員】 お願いします。

【奥会長】 そちらはまた別途(補足資料で) お示しいただければと思います。他はいかがでしょう。

【事務局】 山口委員が手を挙げています。

【奥会長】 山口委員、お願いいたします。

【山口委員】 (補足資料) 11 番のガス・コージェネレーションについて、質問いたしました。御回答ありがとうございます。方法書にも記載されています太陽光の創エネの話であるとか、トータルで CASBEE (A ランク以上) と ZEB (認証の取得) の両方の検討という形になっていますので、準備書で内容を少し具体的に確認できるようになっていればと思っております。以上です。意見になります。

【奥会長】 ありがとうございます。準備書段階で詳細を示していただくということでお願いいたします。

それでは、上野委員。

【上野委員】 (補足資料) 9 番の空飛ぶクルマの騒音の予測高さについての質問をさせていただきました。修正をいただきましてありがとうございます。私の方ではこちらで結構かと、確認をさせていただきました。ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(補足資料 12 の) 建築物の解体時における騒音及び振動の扱いについては、本日御欠席の水嶋委員からの御質問に対する回答ですので、事務局から御意見があるかどうか水嶋委員に御確認いただきまして、次回以

降の審査会で御発言をいただくか、欠席される場合には御意見を出していただくように調整をお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 補足資料の内容に限らず、方法書全般について御質問等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(本日御欠席の)片谷委員から御意見をいただいていますか。

【事務局】 事務局でございます。片谷委員から御意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【奥会長】 お願いします。

【事務局】 片谷委員からの御意見です。

空飛ぶクルマですが、このように、過去に例を見ない種類の交通手段が導入される場合には、その交通手段で使われる車両や設備の構造の情報が必要になります。それらの情報が得られれば、どのような環境配慮を予定しているのかを審査会として問うことができると思いますが、現状でそれらの情報が示されていないのであれば、もう少し先になってしまうかと思われま。まずは、空飛ぶクルマの仕様や機能等に関する情報をきちんと示していただく必要があると思います。

以上となります。

【奥会長】 この御質問に対しては、いかがでしょうか。

【事業者】 空飛ぶクルマについては、日本も世界もそうですけれども、研究し新規開発中でございますので、今後の準備書等のタイミングも踏まえて、その都度情報がありましたら、御確認をいただければと考えております。

【奥会長】 片谷委員にお伝えいただいて、追加で御質問があれば出していただくように調整をお願いします。よろしいですか。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 他に何かございますか。

よろしければ、「(方法書)説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明」に移らせていただきます。

事業者の方、御説明をお願いいたします。

エ 方法書説明会の開催状況について事業者が説明した。

オ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

中西副会長、お願いいたします。

【中西副会長】 御説明ありがとうございました。事前にこの資料をいただきましたので目を通しましたのと、今の御説明で申し上げますと、問題が結構あるという感触を受けています。

まず(方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明資料)4ページ目の周知チラシの配付漏れの御説明です。配付漏れが生じてしまったこと自体が問題で、これはどこに原因があるのかということもあるかと思いますが、そこが目的ではなくて、制度の趣旨として、影響を受けるであろうところにきちんと説明をして、後からそんな

こと聞いてないということがなるべくないようにしなければいけないということもあります。あとは、必要な意見をきちんと集めるということが大事なので、そのための手順を定めているのですけれども、まず配布が漏れていたということ自体が問題だと思います。それに対して、対応しようとしたのは分かるのですが、タイミングの問題として12月26日の金曜日の夜に（説明会を）行って、周知からそれくらいの期間で、（参加者が）0人だったということなのですけれども、これはそれまでの2回の（説明会の）参加者が非常に多かったことを鑑みると、やはり（説明会の日時）設定のタイミングや改めての周知の方法が不十分だったのではないかと疑わしく思われるところです。

それから、問題があると思ったもう一つは、条例に基づいた（意見書の）提出期限が短かったので、（説明会を）この日程にせざるを得なかったということですが、その場合にチラシを配るだけではやはり駄目なのではないかと思えます。つまりミスがあったわけですから、チラシで「（説明会が）12月26日です」と言ったことだけではやはり不十分だったのではないかと思えます。条例に定まっていることが、逆に対応が不十分な理由にされてしまっただけでは本末転倒だと思いますので、例えば、運用で条例の期限を過ぎても何とかするということが必要ではないかと思うわけです。そうすると、4ページの下の方にある「意見書の受付期間は1月30日まで」ということで、これ自体は悪くないというか、対応しようとしたことだろうと読めるのですけれども、説明会に人が来なかったために結局意味がなくなってしまっています。そうすると、ますます説明会の設定や回数といったものが良くなかったのではないかと思うわけです。この辺りが非常に不十分過ぎて問題であると思えます。事情はおありだろうと思えますが、制度の趣旨にきちんと適っていないことが問題ではないかということは指摘しておきたいと思えます。これは、次のときに修正すればいいということではなくて、例えば足りていないところ（周知チラシの配布漏れがあったところ）に改めて任意で説明の機会を設けるとか、そういったことが本当は必要ではないかと私は思うところです。他の委員の方にも御意見があれば伺いたいと思えます。

もう一つ問題があるかと思っています。御説明にあまり出てこなかったのですけれども、（説明会での）質問や意見に対する回答として、いくつか、何と言いますか、少し言葉が悪いのですけれども、審査会や制度を盾に取っておられるような発言がうかがわれるところが問題だと思っています。例えば11ページです。「事業者の説明」の一番上のところで「意見書の提出があった場合は」という御説明ですけども、「意見書に対する回答を事業者が作成し、横浜市審査会で報告されます。その際、専門の委員から現地調査や予測・評価方法に問題がないかを審議いただき、審査結果を踏まえて準備書を作成します」と審査会において審議いただきますという表現が散見されます。14ページの騒音のところとか、15ページもそうです。この書き方が問題なのは、やはり対応するのは基本的には事業者で、事業を実施する主体であって、それに審査会がお墨付きを与えるというような書き方、説明の仕方はおかしいと思えます。これは問題だと思ったので、事務局に聞いたときに、現場（説明会の場）での表現はもう少し審査会に（判断を委ねている）という感じだったと聞きまして、それも問題だと思っています。やはり対応するのは基

本的には事業者、事業実施主体であって、しっかり対応する義務もあります。審査会は問題ないかチェックするわけですが、審査会がお墨付きするから大丈夫ですという言い方を先にするのは順番が違うので、やはり真摯に住民や周りの方からの意見については、事業主体がその責任と立場において対応するというスタンスでやっていただかないといけないと思います。「審査会が」と最初に言うことは趣旨が違おうと指摘したいと思います。

この2点が大きく問題だと思ひまして、これに対してどう対応するかは少し難しいのですが、場合によっては大問題になる可能性があります。2点目の回答は、回答の仕方に気をつけてくださいということかもしれませんが、1点目の周知が不十分で意見書をきちんと集められていないと見なせてしまうところについては、改めて周知を図るなど、任意で何も対応しないで、次のステージ（準備書段階）に行くというのは少し問題だと考えるところです。以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。

中西副会長の御意見は、私も全く同感です。もう少し強く言えば、条例違反ですね。4ページのなお書きの2行目に「条例第19条にて説明会開催の10日前までに周知が終了している必要があるとされている」ので（追加開催の説明会の日程は12月26日で）致し方なかったと書いてあります。条例第19条は、正しくは6ページに記載されているなお書きの最後の方になりますけれども、「環境影響評価条例上は、方法書の公告の日から10日以内の方法書の概要の周知」を規定しているのであって、先ほどの説明会開催の10日前までに（方法書の概要の）周知が終了しているとは条例第19条に書いていないのです。この記述は間違っていますし、いずれにしても、公告の日から10日以内の方法書の概要の周知ができなかったエリアがあったということですから、これは条例違反に当たります。それから、公告の日から30日以内に説明会の開催が必要で、これも条例で求められていることです。それにも関わらず、その周知から漏れてしまって、公告の日から30日以内の説明会の開催がなされず、12月26日に開催したということですから、これも条例違反になります。

ただ（横浜市環境影響評価）条例上は罰則があるわけではないので、手続違反があったところについては、今後の手続においてはこういったことがないように万全を期していただくということで、そして今回（周知から）漏れてしまって、意見提出の機会も、ある意味、奪われてしまった方については、今後の手続においてしっかりと御意見を出していただけるように、対応をしっかりとさせていただくことをお願いいたします。

4ページの一番下の「また」のところで、意見の受付方法については「説明会で周知することにした」とあるのですが、説明会に行かなければ意見の提出方法が分からないことがそもそも問題だと思います。どうしてチラシに意見の受付方法を記載しなかったのでしょうか。きちんと対応をしようとすれば、方法がいろいろあったと思いますし、対応に不備があったと言わざるを得ないと思います。

（横浜市環境影響評価）審査会は、あくまでも（横浜）市長の諮問機関です。市長意見の形成に対して必要な審議をし、最終的には答申等を審査会として出していくという役割です。もちろん事業者の方にもいろいろ指摘や要望をしますが、最終的に責任を持って判断するのは

事業者です。そこは取り違えないようにしていただきたいです。

8 ページに意見に対してしっかり答えていच्छゃらないところがありまして、工事計画の上から5 段目が「一」になっているのは、どういふことでしょうか。

【事業者】 こちらの「一」の記載につきましては、項目を分けることで、一つの項目になっていますけれども、別の項目とあわせていくつかの質問（をいただいて、それらに）回答する中で、この（質問への）回答が飛んでしまったという意味です。

【奥会長】 そういふことが分かるように記載をしていただきたいと思います。

あと、11 ページのその他の一番上の御質問に対しては、先ほど中西副会長が御指摘をされたように、ミスリーディングというところがありますし、意見に対しての回答にもなっていません。

それ以外でも、資料の中で誤った説明をされている箇所がいくつかございます。例えば、12 ページの一番上、アンダーラインを引いていただいているところ（「今回のように、高層建築物の建設で 100m を超える事業や、飛行場の建設事業についても、環境影響評価を実施することが求められています。」）は、誤った説明をされたので、注釈を付けて正しい内容（「対象事業実施区域は、特定の区域のため、高層建築物の建設で 180m を超える事業の場合、対象となります。」）をページの下に付けていच्छゃいます。次の 14 のページも同じようです。こういったところは、後から注釈を付けられたわけですから、説明会にいらした方に対しては誤った内容が伝わっているという理解でよろしいですか。

【事業者】 今回、注意書きで（ページの）下の方に正しい内容を（注釈で）追記させていただきます。

【奥会長】 説明会にいらした方に対しては、正しい内容が伝わっていないということですね。

【事業者】 そういふことになります。

【奥会長】 それも問題ですね。どうされるのですか、間違った説明を行ったことについて。

【事業者】 まず、こちらの資料（方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明）が公表されるということもありますし、準備書での御説明もありますのでその場で御説明するなど対応は考えていきたいと思ひます。

【奥会長】 （説明会にいらした方に対して、正しい内容が伝わるよう）御対応をお願いいたします。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

説明会の開催内容については、説明内容も含めてですけれども、大分問題があると言わざるを得ないです。

【事務局】 事務局でございます。

今、中西副会長、また奥会長の方から御意見いただいた内容について、事業者の対応を補足説明した方がよろしいでしょうか。

【奥会長】 今後どうしていくかということですか。

【事務局】 そうです。

【奥会長】 事業者の方から出されるのであれば、それを説明していただくことで。

- 【中西副会長】 よろしいですか。
- 【奥会長】 どうぞ、中西副会長。
- 【中西副会長】 私としては「やはりこのように対応しました」、「このように（対応を）図りました」という説明はしていただきたいと思います。いろいろと問題で、それが素通りして次に行ってしまうというのは、少しおかしいと思います。どう対応するのか難しいのは分かりますけれども、実質的に（周知が）届いていないところにきちんと届ける（説明を図る）とか、間違った説明については、（正しい内容が伝わるよう）何らかの形で届けるとか、それをしないで次に行ってしまうというのは、私としてはかなり違和感といいますか、おかしいのではないかと感じます。それを考えて（対応）いただくためにも御説明はいただきたいと思います。
- 【事務局】 承知いたしました。
- 【奥会長】 他はいかがでしょうか。
- 本件につきましては、以降も審議を継続いたします。本日は以上でよろしいでしょうか。
- それでは、質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。
- （事業者退出）

カ 審議

- 【奥会長】 それでは、審議に入ります。追加で御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。
- 酒井委員、どうぞ。
- 【酒井委員】 今までの議論の中で、もしかすると出たかもしれないですけども、空飛ぶクルマの件です。かなりの頻度で利用されることが計画に書かれていまして、バックヤード機能はないため、単なる発着場だということが強調されているようです。ということは、近傍にこのバックヤード機能が（必要でないのか）、事業者に対する質問としてはおかしいと思ったので聞かなかったのですけれども、横浜市の何かトータルビジョンのような中で大規模に整備する計画と抱き合わせになっているのではないかと思います。そうではないと、辻褄が合わないような気がします。その辺りのことを事務局にお伺いしたいと思います。
- 【事務局】 空飛ぶクルマに関しては、特に横浜市で計画を立ててということはなく、動いているのは国の方で、いろいろ検討されているようです。横浜市で、具体的にそこに参加して何かするというようなことは今のところないです。
- 【酒井委員】 このような個別の事業者が、それぞれ計画があれば進めるという感じで、それを市としては許認可する立場というか、成行き任せという感じなのではないでしょうか。
- 【事務局】 そういうことはないのですけれども、この審議の中で御意見を具体的に出してもらえると良いと事務局としては考えているところです。
- 例えば、先ほども空飛ぶクルマの機能は示されていないという回答を事業者がしていたのですけれども、もう既に試作機が大阪・関西万博で何社かから、実際に空飛ぶクルマは示されています。（空飛ぶクルマの）

機能は示されているはずですので、この辺りについては事務局の方からお伝えして、次回の審査会等でしっかり資料を出してもらおうかとは考えております。

【酒井委員】 機体の開発という話ではないです。空飛ぶクルマの離着陸場を作り、そこにかかなりの頻度で発着をすることが予定されています。その性質からいって、それをサポートするような施設が外部に必要なであろうと想像できます。近傍のみなどみらい地区などに大規模な駐機場、整備場のようなものの計画があるのではないかと想像しています。その辺りというのは、事業者任せで横浜市は関知していないということなのでしょうか。

【事務局】 現状では国で検討されているようですし、バーティポートの構造なども国の方で今いろいろと決めている中で、横浜市の方で具体的に何かするということは、今の段階ではないです。

事業者の方も言っていますが、空飛ぶクルマに関してはこれからで、十数年先でタクシー機能のようなことを国の方も考えているようですけれども、具体的なところはまだ示されていません。

【酒井委員】 その割には、図書には具体的に最大で300回/日と書いてあります。

【事務局】 そこについてもですね、(事業者から)根拠はまだ何も出されてないと事務局の方では思っています。具体的な根拠は何も示されていないです。

【酒井委員】 根拠のないことが書かれているということですか、方法書に。

【事務局】 今日の補足資料でも、具体的なところは書かれていなかったのではないかと思っているところです。(補足資料)1ページ目、上(8.空飛ぶクルマ及びヘリコプターの運航頻度の根拠、運航頻度を踏まえた騒音の予測評価について)の事業者の見解ですけれども、300回/日の想定に関しては、具体的になぜ300回/日になるかというところ(根拠)は書かれてないです。委員の皆様からも指摘されているところだと思うのですが、具体的な根拠というのは示されていません。こういう想定ですということで、「(現行の)地上のタクシーのような2地点間の旅客(輸送)サービス」ということで300回/日を予定していますとしか書かれてなくて、なぜ300回/日かという根拠はこの資料でも出されていない状況になっております。

【酒井委員】 それを示すように、これから求めるのですか。

【事務局】 そのような御意見があれば、事務局から(事業者に)お伝えするような形になると思っております。今日もこの部分(補足資料1の「8.空飛ぶクルマ及びヘリコプターの運航頻度の根拠、運航頻度を踏まえた騒音の予測評価について」)で、資料に記載していない内容を事業者が答えています。バーティポートとヘリポートがあり、ヘリポートをバーティポートと併用するというので、(バーティポートが)2箇所あるのでそれを交互に使いますといった説明をされていましたが、ここ(補足資料)には記載されていません。事務局もそういった説明を受けてなくて、今日初めて聞いたような状況です。事業者の中でもその辺がまだ整理されていないのではないかといいところもあります。今日(の補足説明)は(委員の皆様から)御指摘がなかったので、これで(事業者は)説明済という形になってしまいます。もし、この審議の中で再度こ

の部分も（追加の説明を事業者に求める）といった御意見、御指摘いただければ、その旨を事業者の方にお伝えしたいと思っております。

【酒井委員】 そういう意味で、このような相当の高頻度で離着陸をすることを想定しているのに、駐車機能を何も持たせていないというのはとても不自然な感じがします。ただ、私は交通機関に関する知見を持っているわけではないので、もし分かる委員の方がいらっしゃったらお願いしたいです。あまりにも絵に書いた餅といったような話が方法書に書かれているのはおかしいということを指摘はしたいのですけれども、専門が遠すぎて、強く言えません。奥会長、裁いていただければ有り難いです。

【奥会長】 今回の御質問はごもつともです。この（空飛ぶクルマ及びヘリコプターの運航頻度の）数字の根拠は示してくださいという御意見が委員から出たので、それを事業者に（事務局から）お伝えいただいて、また補足説明していただくということで（お願いします）。

【事務局】 片谷委員からの御質問で、やはり空飛ぶクルマの機能や構造が分からないとそこの議論も難しいですといった御意見もあるので、それも含めてもう一度事務局の方で整理して、事業者の方にお伝えしようかと思えます。それで、よろしいですか。

【奥会長】 それでお願いします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 先ほど、（補足資料の）事業者の見解に書かれてないことを（事業者が）口頭で最初の方はお話していたということですが、発言したことは資料でお願いしたいです。

【事務局】 その扱いもどうするかですが、発言した内容をもう1回、補足資料で整理したもので出してもらうように、今の部分も含めてしっかり説明してもらおうようにと思っております。（補足資料）8番から10番までは、ここに書いていないようなことを言われていたと思っておりますので、そこも含めて（確認して）事業者に伝えたいと思えます。

【奥会長】 お願いします。

それでは、よろしいでしょうか。5時を回ってしまっておりますが、大丈夫でしょうか。非常に長時間にわたっての御審議、ありがとうございました。こちらは継続審議になりますので、今後も引き続きよろしく願いいたします。

本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認くださいよう、お願いいたします。

以上をもちまして本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

また、YouTubeによるオンライン配信も終了いたします。

（傍聴者退出）

資 料 ・（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
・（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料

- (仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- (仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料
- (仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明 事業者資料